

序 章

はじめに

平成 28 年 10 月 21 日、鳥取県中部を震源とする最大震度 6 弱の地震が発生し、人命にかかわる被害は幸いにもありませんでしたが、本県中部地区を中心に 1 万 4 千棟以上の多くの住家が被害を受けました。

発災後、県では直ちに災害対策本部を設置し、被害状況の把握、被災市町への応急支援、避難所への必要物資の供給など迅速な初動対応に努めました。さらに、人が生活する上で欠かせない衣食住の住被害の速やかな復旧のため、11 月 1 日に「鳥取県中部地震住宅支援本部」を立ち上げ、被災地域の皆さんの住宅支援に傾注しました。今後の被災地域の日も早い復旧から復興に向け、本県の住宅政策に関わる職員一同、さらに力を尽くしてまいります。

さて、平成 18 年に住生活基本法が制定され、それまでの住宅建設計画法のもと住宅の量の確保を目標とするハード事業中心の住宅政策から、国民の豊かな住生活の実現に向けた居住安定の確保、住生活の質の向上を目標とする住宅政策へと大きく転換しました。

住生活基本法では、国が策定する住生活基本計画（全国計画）に即して、都道府県が住生活基本計画を策定するという枠組みが定められており、鳥取県では本県の住宅を取り巻く現状、課題を踏まえたおおむね 10 年間の住宅政策の基本的な事項を定める鳥取県住生活基本計画を平成 19 年 3 月に策定しました。本計画は、社会情勢の変化や施策の効果に対する評価を踏まえ、概ね 5 年後に見直すこととなっており、平成 23 年の改定から 5 年が経過し、また、平成 28 年 3 月に国が新たな住生活基本計画（全国計画）を策定したことから、国の計画に則った計画とするため、本県の住生活基本計画の改定を行いました。

今回の改定においては、更に進む人口減少や少子高齢化、今後予想される世帯数の減少への転換への対応、これらに伴い増加する空き家の解消、多様化する県民の居住ニーズへの対応、頻発する大規模災害への備えなどに柔軟に対応するため、安全・安心な暮らしの確保、住宅の質の向上、既存住宅ストックの活用、地域資源を活用した快適な暮らしの確保などを念頭に置いて目標を設定し、目標を実現するために県が取り組むべき施策の方向を明らかにするとともに、県内市町村の取り組むべき施策の指針として策定しています。

今後、市町村と連携しながら具体的施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

第1章 住生活基本計画とは

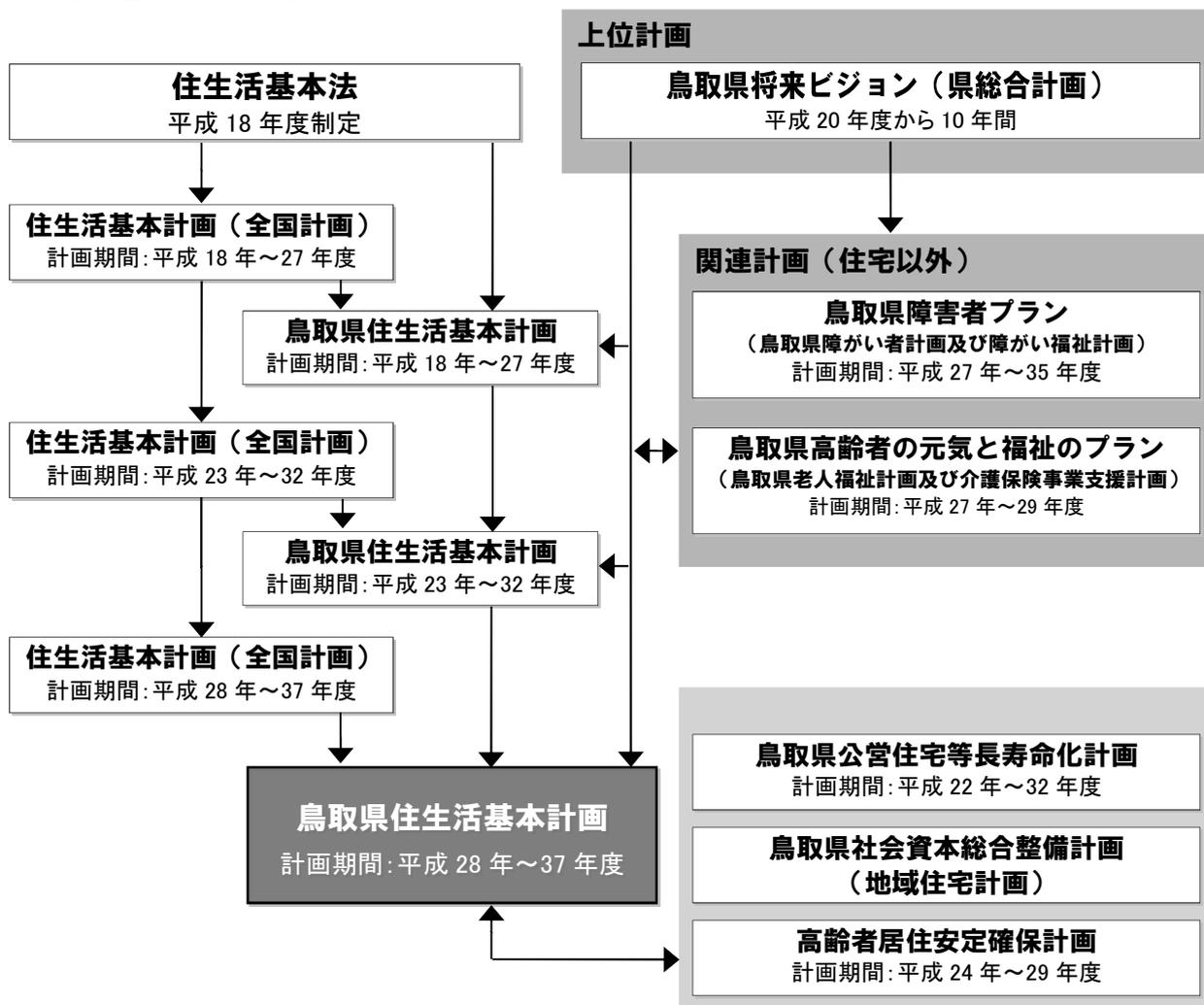
1 計画の目的

本計画は、住生活基本法第 17 条の規定に基づく鳥取県の住生活基本計画として、鳥取県将来ビジョン（県総合計画）の基本理念を踏まえ、平成 23 年度に策定した鳥取県住生活基本計画（平成 24 年 3 月）の改定を行うもので、鳥取県の住宅政策を総合的に推進するため、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な事項を定めたものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

【関連計画の関係】



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。ただし、社会情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ、概ね 5 年後に見直すこととします。

(3) 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

項 目	内 容	章立て
計画の目的・位置付け	<ul style="list-style-type: none">○ はじめに○ 計画の目的○ 計画の位置付け	第 1 章
現状と課題	<ul style="list-style-type: none">○ 住宅を取り巻く現状と課題	第 2 章
住宅政策の目標	<ul style="list-style-type: none">○ 住宅政策の目標○ 目標を実現するための基本目標○ 施策展開の横断的視点	第 3 章
施策展開	<ul style="list-style-type: none">○ 施策体系○ 具体的な施策	第 4 章
計画の実現に向けて	<ul style="list-style-type: none">○ 役割分担○ 推進体制	第 5 章